

# 綾瀬市立学校運動施設の利用案内

平成26年10月1日の利用分から、学校の運動施設を利用する場合は、使用料が必要となります。これは、施設の利用者の受益という、公平性の観点から利用者の皆様に負担を願います。負担いただいた使用料は、小・中学校施設の維持管理や施設整備などの費用に充てられますので、利用者皆様の御理解と御協力をお願いします。

## 1 小・中学校運動施設を利用できる方

小・中学校の運動施設を利用できる方は、市内在住・在学・在勤の方で10名以上の団体に構成する、綾瀬市教育委員会から団体登録の承認を受けた団体となります。

**営利を目的とした運動施設の利用はできません**

## 2 利用団体の登録

綾瀬市立小・中学校の運動施設（体育館・武道場・校庭）を利用する場合、利用団体登録が必要です。また、代表者や会員など、変更が生じたときは、速やかに変更の手続きをしてください。

### 《登録方法》

次の書類をスポーツ課に提出してください（団体登録申請書は、スポーツ課及び市民スポーツセンターにあります。また、市ホームページからもダウンロードできます）。

#### (1) 学校開放施設利用団体登録申請書

代表者（20歳以上の方）及び管理指導員（20歳以上の方）を1名選出してください（代表者と管理指導員の兼任もできます）。

#### (2) 会員名簿

登録内容に変更が生じたときは、速やかに変更の手続きをしてください。

### 《管理指導員の職務》

管理指導員は、次の事項の責任者となります。

- (1) 利用者への適正な管理指導
- (2) 利用後の原状回復、清掃の指導及び点検
- (3) 解錠及び施錠
- (4) その他教育委員会が指示する事項

### 3 運動施設の開放日時

運動施設の開放日時は、次のとおりです。

施設名	開放日	開放日・時間		
		施設	曜日	時間
体育館	1月8日 ～12月27日	小学校	平日	18:30～22:00
			土曜日 日曜日・祝日	9:00～22:00
体育館 武道場	1月8日 ～12月27日	中学校	平日 土曜日 日曜日・祝日	18:30～22:00
校庭	3月1日 ～11月30日	小学校	土曜日 日曜日・祝日	8:00～18:00
	1月8日 ～2月末日 12月1日 ～12月27日		土曜日 日曜日・祝日	8:00～16:00
校庭 校庭照明施設	11月1日 ～2月15日	中学校（綾 北中・城山 中・春日台 中）	平日 土曜日 日曜日・祝日	18:00～21:00
	2月16日 ～10月31日		19:00～21:00	

### 4 使用料

運動施設の使用料は、次のとおりです。また、「5 使用料の減免」の規定に該当する場合は、使用料が減額又は免除になります。

学校	運動施設	単位	使用料
小学校	体育館	1時間	250円
	校庭	1時間	200円
中学校	体育館・武道場	1時間	250円
	校庭（綾北中・城山中・春日台中）	1時間	250円
	校庭照明施設（綾北中・城山中・春日台中）	1時間	1,600円

## 5 使用料の減免

次のいずれかに該当する場合は、スポーツ課で減免の申請をすることにより、使用料が5割減額又は免除されます。

減免区分	減免
(1) 市又は市の機関が主催する行事等を行うとき。	免除
(2) 市内の幼稚園又は保育園が教育又は保育活動のために利用するとき。	免除
(3) 半数以上が中学生以下の者で構成された団体が利用するとき。	免除
(4) 市内の高等学校(高等専門学校を含む。)が教育活動のために利用するとき。	5割減額
(5) 半数以上が障害者又は障害児で構成された団体が利用するとき。	5割減額
(6) 社会福祉関係団体(老人クラブ・遺族会等)、地域コミュニティ団体(市民活動センター登録団体等)、社会教育関係団体(体育協会等)、教育関係団体(市幼稚園協会等)その他公共的又は公益的団体(災害ボランティアネットワーク等)がその設立目的のための活動で利用するとき(営利目的で利用する場合を除く。)	5割減額

減免の申請書は、スポーツ課及び市民スポーツセンターにあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

「5割減額」の場合、校庭照明施設は減免の対象となりません

## 6 利用方法

### 《利用日程調整会議への参加による申請》

- (1) 運動施設を利用しようとするときは、運動施設利用運営協議会が開催する利用日程調整会議(学校ごとに開催)に参加し、利用日程の調整を行ってください。
- (2) 運動施設利用運営協議会の開催月は、次のとおりです。

開催月	利用日程調整月
3月	4・5・6月の利用分
6月	7・8・9月の利用分
9月	10・11・12月の利用分
12月	1・2・3月の利用分

- 1 運動施設利用運営協議会の開催日及び会場は、開催月の前月の広報あやせ15日号に掲載します。
- 2 運動施設利用運営協議会の会長は、開催月の1日から14日までの間に会議を開催してください。
- 3 運動施設利用運営協議会参加の際は、「学校開放施設利用団体登録証」を

持参してください（役員が団体登録の確認をします）。

- (3) 原則 1 施設 1 団体の利用ですが、運動施設利用運営協議会で調整した場合のみ半面利用可とします。利用代表団体を明確にするため、予定表の団体名に（代）を記載して下さい。利用代表団体に納入通知書を送付します。
- (4) 利用代表団体は、使用料の納入及び運動施設利用にあたっての施設管理等を行ってまいります。
- (5) 運動施設利用運営協議会の会長は、協議会終了後 3 日以内に、次の書類をスポーツ課に提出してください。

提出期限が日曜日、土曜日又は祝日等の休日にあたる場合は、その直前平日まで。3 日以上休日が連続する期間中又はその直前の日に調整会議を開催し、提出期限が当該期間中にあたる場合は、その直後の日に提出。

- ・学校開放施設利用申請書（申請者は協議会の会長）
- ・施設別予約表（利用日程調整の結果を記入したもの）
- ・運営協議会出席者名簿・利用者状況報告書

#### 【例】平成 26 年の例

協議会開催日が 9 月 2 日（火）の場合	提出期限は 9 月 5 日（金）
” 9 月 3 日（水）の場合	提出期限は 9 月 5 日（金）
” 9 月 12 日（金）夜の場合	提出期限は 9 月 16 日（火）

- (6) 提出された申請書、施設別予約表を基に登録団体に学校開放施設利用許可決定通知書と納入通知書を郵送します。使用料の納入は、前納で、月単位となります（中学校校庭及び校庭照明施設の使用料は日単位）。利用月の利用初日の 8 日前までに納入してください（納入期限が日曜日、土曜日又は祝日等の休日にあたる場合は、その直前の平日となります。）

中学校校庭及び校庭照明施設使用料の納入は、1 日単位となり、利用日の 8 日前までとなります。

利用日当日までに納入が確認できない場合は利用できませんので、御注意ください。

#### 【例】平成 26 年の例

- ・利用月の利用初日が 10 月 2 日（木）の場合 納入期限は 9 月 24 日（水）
- ・利用月の利用初日が 10 月 1 日（水）の場合 納入期限は 9 月 22 日（月）  
利用日 8 日前が 23 日（火、祝日）となるため、その前日が納入期限となります。
- ・利用月の利用初日が 10 月 6 日（月）の場合納入期限は 9 月 26 日（金）  
利用日から数えて 8 日前が 28 日（日）となるため、直前の平日 26 日（金）が納入期限となります。

## 《利用日程調整会議後の申請》（随時の申請）

- (1) 利用日程調整会議後に施設の空き日がある場合は、スポーツ課で許可を受けることにより利用することができます。運動施設利用運営協議会終了後の7日目から利用日の3日前まで（3日前の日が日曜日、土曜日又は祝日等の休日にあたる場合は、その直前の平日）にスポーツ課窓口へ学校開放施設利用申請書を提出し、同日、使用料を納入してください。

利用申請書は、スポーツ課及び市民スポーツセンターにあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

- (2) スポーツ課窓口で、学校開放施設利用許可決定通知書をお渡しします。

利用する運動施設の学校には、スポーツ課から学校開放施設利用許可決定通知書の写しをFAXします。

## 《利用日等の変更等について》

- (1) 台風などの自然災害や学校行事など、利用者の責任によらない理由により、利用ができなかった場合は、利用日等の変更等を行うことができます。
- (2) 利用者の都合による利用日等の変更等は、1利用日1回限り可能とします。変更等を希望する利用者は、利用日の8日前（休日にあたる場合は、その直前の平日。）までにスポーツ課へ申し出てください。

## 《使用料の還付について》

- (1) 台風などの自然災害や学校行事など、利用者の責任によらない理由により、利用ができなかった場合に限り、還付申請を行うことができます。
- (2) 還付申請は、利用を予定していた日の翌日から起算して14日以内にスポーツ課へ手続きをしてください。
- (3) 還付金は、スポーツ課窓口又は口座振込で支払います。スポーツ課窓口で支払う際は、還付申請書提出時に受取日を申し出てください（受取日は還付申請書提出日から7日以降（日曜日、土曜日又は祝日等の休日は起算しない））。受取時は、団体の代表者の印鑑を持参してください。
- (4) 利用者の都合により利用しなかった場合は、還付の対象となりません。

## 《空き状況の確認について》

公共施設予約システムのホームページ（<https://www.ayaseins.jp>）から運動施設の空き状況が確認できます（予約はできません）。

## 《鍵の貸し出し等について》

各学校の体育館入口と警備システムの鍵が入っているキーボックスを開ける鍵の貸し出しと返却は、次のとおりとなります。

### (1) 貸出方法

利用日当日、利用開始前30分前から市民スポーツセンター窓口で貸し出します。

貸出の際は必ず利用許可決定通知書及び納入通知書の控えを窓口で提示して下さい。

利用日が市民スポーツセンターの休館日にあたる場合は、その前日に貸し出しを受けてください。

### (2) 返却方法

運動施設利用後、直接、市民スポーツセンターへ返却してください。

市民スポーツセンターが閉館している場合は、市民スポーツセンターの郵便ポストへ返却してください。

### (3) その他

- ・ 鍵を紛失した場合は、利用団体の責任で鍵の交換等の費用全額を負担するとともに、その他一切の責任を負っていただくことになります。鍵の複製は厳禁です。
- ・ 毎週最低1回定期的に運動施設を利用する団体で、利用3か月が過ぎ適正利用が確認できた団体については、鍵の貸与ができます（校庭照明施設利用は除く）。鍵の貸与時には紛失した場合の責任の所在及び弁償方法等を明確にするために、誓約書を提出していただきます。
- ・ 鍵の貸与を受けた利用団体は、鍵を適正に管理してください。

## 7 利用の制限

次のいずれかに該当する場合は、利用許可をしないこととします。

- (1) 公の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 学校施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 営利を目的として利用すると認められるとき。
- (5) その他教育委員会が管理上支障があると認めるとき。

## 8 利用上の遵守事項

利用者は、次の事項を遵守してください。

また、登録団体の代表者は、その責任を負うこととなります。

- (1) 利用許可を受けた施設以外を利用しないこと。
- (2) 許可の際に付された条件や条例・規則を厳守すること。
- (3) 利用目的以外の目的で利用しないこと。
- (4) 火気を使用したり、危険な物品を持ち込んだりしないこと。
- (5) 許可なく現状を変更したり、工作を加えたりしないこと。

- (6) 喫煙や飲酒をしないこと。
- (7) 施設の維持保全を図ること。
- (8) 学校職員、近隣住民、他の利用者に迷惑な行為をしないこと。
- (9) その他教育委員会が指示する事項

## 9 利用許可の取消し等

虚偽の申請で団体登録や利用許可を受けた場合、学校運営上支障が生じた場合、利用の制限に該当した場合、遵守事項に違反した場合などは、利用中止や登録の取消しの措置を行う場合があります。

## 10 その他の注意事項

### 《全体的な注意事項》

- (1) ボール、ラケット等の運動用具及び消耗品は、利用者が用意してください。
- (2) 指定場所以外に駐車はしないでください（校庭への乗り入れや周辺道路への駐車は厳禁）。
- (3) 学校敷地内は、飲食禁止（スポーツ活動での水分補給は可）です。
- (4) 18歳未満の方の利用時間は、21時00分までとします。
- (5) 未成年者のみの利用はできません。必ず管理指導員など成人が立ち会い、管理指導をしてください。
- (6) 利用後は、施設の清掃と片付けを行い、ごみは必ず持ち帰ってください。
- (7) 利用者の負傷等に関しては、利用団体の責任で対処してください。
- (8) 利用時に学校施設を損傷又は亡失した場合は、直ちに次の場所へ連絡し、利用者の責任において現状を回復してください。
  - ・スポーツ課（日曜日、土曜日又は祝日等の休日及び平日午後5時以降は、市民スポーツセンター）
  - ・警備会社
  - ・学校（夜間の場合は、直近の休業日でない日の朝）

### 《小・中学校体育館及び中学校武道場利用時の注意事項》

- (1) 利用団体は、鍵の管理と施設の施錠等に全責任を持ってください。施設は、機械警備方式になっています。操作ミスがないよう注意してください。

アラームの操作を誤ったときは、警備会社に必ず連絡してください（セットに失敗した場合なども連絡してください）。

利用団体の不注意による、度重なる操作ミスの場合、利用中止などの措置をとる場合があります。
- (2) 小学校体育館は、フットサルは禁止です。また、中学校体育館（フットサル禁止の学校あり）でフットサルをする場合、絶対に壁打ちはしないでください。

- (3) 体育館、校庭の半面ずつの利用は、利用日程調整会議で調整した場合のみ有効です（いずれかの団体がその利用時間の責任者となります）。
- (4) 学校行事等により、利用が中止となる場合があります。この場合、スポーツ課から連絡します。
- (5) 台風など、注意報・警報が発令され、利用を中止する時は、スポーツ課へ必ず連絡してください（連絡が日曜日、土曜日又は祝日等の休日、平日午後5時以降となる場合は市民スポーツセンターへ連絡してください）。

### 《小・中学校校庭利用時の注意事項》

- (1) 雨天時や降雨後で校庭の表面が水分を含んでいる場合は、利用しないでください。

判断基準：足跡が付かなくなった状態

雨天の場合や校庭の状態が悪く利用できない場合は、利用しない（利用できない）又は利用できなかった旨をスポーツ課に連絡してください（利用日が休日の場合は、直後の平日に必ず連絡してください。連絡がない場合は、利用したものととして処理します）。

- (2) 利用後は、必ずブラシや木製のトンボで校庭の整備をしてください。また、絶対に校庭に穴を開けたり、砂や土を入れたりしないでください。
- (3) 鉄製のスパイクは、絶対に使用しないでください。
- (4) 学校行事、校庭状況等により、利用を中止する場合があります。
- (5) 台風など、注意報・警報が発令され、利用を中止する時は、スポーツ課へ必ず連絡してください（連絡が日曜日、土曜日又は祝日等の休日、平日午後5時以降となる場合は市民スポーツセンターへ連絡してください）。

#### 問い合わせ先

##### 綾瀬市教育委員会スポーツ課

電話 0467-70-5656（直通）

0467-77-1111（内線）2545・2542

受付時間 日曜日、土曜日又は祝日等の休日を除く 8:30～17:00

##### 綾瀬市民スポーツセンター

電話 0467-76-9292

受付時間 第3火曜日を除く 8:30～20:30